

裁 決

[REDACTED]  
[REDACTED]  
審査請求人 [REDACTED]

処分庁 調布市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護停止決定処分の取消しを求める審査請求について、別添審理員意見書の提出を受けて、次のように裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対して平成30年11月19日付けで行った保護停止決定処分（30調福生保発第23606号）を取り消す。

理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成30年11月19日付けで行った保護停止決定処分（30調福生保発第

23606号。以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

## 第2 事案の概要（本件処分通知書、保護変更決定通知書、通話明細書、旅行代金領収書等による。）

- 1 平成29年8月4日、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。
- 2 平成30年8月17日、請求人は、家賃滞納のため居住していた調布市内のアパートを立ち退いた。同日、処分庁の手配により、請求人は、無料低額宿泊所である [REDACTED]（東京都八王子市所在。以下「宿泊所」という。）に入所した。
- 3 平成30年11月11日、請求人は、東京都内から高速バスに乗り、岐阜県内に到着した。請求人は、宿泊所から外出する際に、宿泊所職員に対し、外泊届（行先：岐阜県、外泊期間：同月11日から14日まで）を提出した。なお、宿泊所のルールによれば、入所者の外泊は1回につき2泊3日までとなっている（以下「本件外泊ルール」という。）。
- 4 平成30年11月16日、調布市福祉事務所の職員（以下「処分庁職員」という。）は、請求人から架電を受けた（以下「本件連絡」という。）。本件連絡において、請求人は、処分庁職員に対し、岐阜県の医療機関にかかりたい旨訴えたが、処分庁職員はこれを了承せず、八王子市内の医療機関にかかるよう指示した。また、請求人は、処分庁職員に対し、同月21日に東京へ戻る旨を伝えた。
- 5 平成30年11月19日、処分庁職員は、宿泊所職員から架電を受けた。内容は、請求人が同月11日から岐阜県へ外出したまま帰って来ないこと、本件外泊ルールがあるため、同月14日に帰所予定だったこと、同日以降、請求人に度々連絡を試みたが連

絡が取れなかつたため、同月 19 日付けで退所手続を行うこと等であった（以下「本件報告」という。）。

同日、処分庁職員は、請求人の携帯電話に架電を試みたが、繋がらなかつた。

6 平成 30 年 11 月 19 日、処分庁は、請求人に対する保護を停止することを決定し（本件処分）、これを請求人に通知した。本件処分通知書には、停止する期間として、「平成 30 年 11 月 15 日から」と、停止の理由として、「[REDACTED]さんの所在不明により停止します。◆過支給額は 42,944 円となりますが、その取り扱いは次のとおりです。42,944 円返納してください。」と記載されていた。

7 平成 30 年 11 月 21 日、請求人は、岐阜県内から高速バスに乗り、東京都内に到着した。

同日、処分庁職員は、請求人から架電を受け、請求人が現在八王子駅にいること等を確認した。

なお、請求人は、宿泊所を退所処分となつたため、同日、別の無料低額宿泊所である [REDACTED]（埼玉県さいたま市所在）に入所した。

8 平成 30 年 12 月 6 日、処分庁は、同年 11 月 21 日に請求人の所在を確認したことから、同日（平成 30 年 11 月 21 日）で請求人に対する保護の停止を解除することを決定し、これを請求人に通知した（30 調福生保発第 24157 号）。

### 第 3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の取消しを求めるものである。

請求人が岐阜へ出掛けたのは、調布市福祉事務所のケースワー

カーから、合法的に生活保護を打ち切りたいから失踪しろと命令され、恐怖のあまりその命令に従ったからである。

また、請求人が処分庁職員へ連絡したのは、平成30年11月14日ではなく、同月16日である。その際、彼氏の存在という事情があるから帰りが遅くなるが、八王子に必ず戻る旨を伝えた。そして、連絡が取れているにもかかわらず、「所在不明」という理由で生活保護を停止することは生活保護法ならびに日本国憲法25条の理念に反して無効である。

したがって、本件における請求人の外出について失踪と扱うべきではない。

## 2 処分庁の主張

「生活保護運用事例集 2017年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行）問2-6によれば、居住地のない被保護者が失踪した場合には保護を廃止する旨が明記されており、そして、被保護者と連絡が取れなくなった時点で失踪となるとされているところ、平成30年11月14日から宿泊所職員は請求人と連絡が取れず、かつ、ケースワーカーの電話も繋がらなかつたため、処分庁は、同日時点で請求人が失踪したものと判断した。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 第4 審査庁の判断

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の実施責任

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、①その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者、又は、②居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対し、法の定めるところにより、保護を決定

し、かつ、実施しなければならない（法19条1項各号）。

法30条1項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させた場合においては、当該入所の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所前の居住地又は現在地によって定めるものとする（同条3項）。

## (2) 保護の停止

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法26条）。

無料低額宿泊所を利用中の被保護者が失踪した場合の保護の停止及び廃止について言及している「生活保護運用事例集2017年版」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「事例集」という。なお、事例集は、東京都内の各福祉事務所から東京都に寄せられた生活保護の取扱いに関する疑義照会事例のうち、他の福祉事務所の業務の参考に供するものとしてまとめられたものである。）問2－6は、次のとおり運用指針を提示している。

「失踪とは『行方をくらますこと』であり、生活保護の実施機関と被保護者との関係で言えば、被保護者が、実施機関に対する事前の申出なく、一方的にそれまでの居所を去って連絡が取れなくなることである。居住地のない被保護者が失踪した場合は、実施機関の管内に法第19条第1項第2号に規定する現在地を有することは認められなくなるので、保護を廃止する。

したがって、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れる場合などは、失踪には当たらない。このような場合は、最低1週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めるに努める必要がある。実

施機関が努力を尽くしても本人が来所しなかった場合は、管内の現在地を有しなくなったことを理由に保護を廃止することも止むを得ない。また、ある時点から連絡が取れなくなった場合は、その時点で失踪となる。

・・・(略)・・・居住地がなく、無料低額宿泊所や簡易宿所等を利用していた者が失踪した場合、原則は失踪した日の翌日付で保護を廃止するものとする。ただし、本人のそれまでの言動や居室内に荷物が置いてある等の情況証拠から、実施機関において一時的な外泊と判断し、廃止せずに一定期間待つことは差し支えない。この場合、失踪した日の翌日付で保護を停止するものとする。なお、『失踪した日』とは、実施機関が施設長等からの連絡や訪問調査による現認を受けて失踪事実を把握した日である。」

なお、上記の事例集問2－6で示された運用指針は、法の趣旨を逸脱したものと認めることはできず、内容に合理性があると解するのが相当である。

## 2 本件処分の検討

(1) 本件処分は、請求人の「失踪」を理由に、平成30年11月15日を保護停止日として行われたものである。処分庁が請求人の「失踪」を認定した根拠は、処分庁職員が宿泊所職員から本件報告を受けたこと、及び、処分庁職員が同月14日に請求人と連絡を取って以降、請求人から連絡がないことが主であることが認められる。

しかし、上記第2・4のとおり、処分庁職員が請求人から架電を受けたのは平成30年11月16日であるから（本件連絡）。この点について、処分庁は、請求人からの電話連絡は11月14日であると主張しているが、請求人が提出した通話明細書（請求外KDDI株式会社発行）の記載内容から、当該電話連

絡は、同月 16 日に行われたものと認定する。)、少なくとも、この時点で請求人の「失踪」を認定することはできない。

(2) また、本件連絡における会話内容は、岐阜県での医療機関受診の可否が主であって、処分庁職員は、請求人に対し帰京の予定を聴取したもの、早期の帰京を促す等所在確認に関する指示指導を行った事実は認められない。その後、処分庁職員は、請求人に対し継続的に連絡を試みることもなく、本件連絡があった日から 3 日経過後の平成 30 年 11 月 19 日付で本件処分を行ったことが認められる。

しかし、被保護者について、事前に行先を告げていたり、携帯電話で連絡が取れるなどの場合、処分庁は、最低 1 週間は保護を継続したまま、可能な限り本人の所在を把握して連絡を取り、来所を求めるに努める必要があるとする事例集問 2-6 の趣旨を踏まえると、宿泊所職員から本件報告を受けたとはいえ、平成 30 年 11 月 19 日付で本件処分を行ったこと自体は時期尚早であったといえる。また、本件処分における保護停止日に関しても、上記(1)で述べたとおり、少なくとも同月 15 日時点で失踪状態とはいえないものであるから、処分庁の判断には誤りがあることは明らかである。

(3) したがって、本件処分を適法・妥当とすることはできない。

## 第 5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから行政不服審査法 46 条 1 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

令和元年 12 月 25 日

審査官 東京都知事 小池 百合子